



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度
八代平野農業水利事業
現場補償業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
八代平野農業水利事業所

事業名	八代平野農業水利事業					
業務名	現場補償業務					
業務別業務名:現場補償業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** S単 - 1号 ***					
S02115	技師 (C)		人		1,000	歩A 当たり算出
	技師 (C)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R04006 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04006	技師 (C)	1.000	人	40,300	40,300	
	合計				40,300	算出数量 1.000 人
	単価				40,300	
	*** S単 - 2号 ***					
S63010	基準日額 (打合せ・移動)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 積算業務,着手前・最終,0.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.25日,0.2日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種 2)打合せ 3)設計用主任技師人数 4)設計用技師(A)人数 5)設計用技師(B)人数 6)設計用技師(C)人数 7)打合せ日数 8)往復移動日数	積算業務 着手前・最終 0.00人 1.00人 0.00人 0.00人 0.250日 0.200日		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04004	技師 (A)	0.450	人	59,600	26,820	
	合計				26,820	算出数量 1.000 回
	単価		回		26,820	
	*** S単 - 3号 ***					
S63010	基準日額 (打合せ・移動)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 積算業務,中間,0.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.25日,0.2日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種 2)打合せ 3)設計用主任技師人数 4)設計用技師(A)人数 5)設計用技師(B)人数 6)設計用技師(C)人数 7)打合せ日数 8)往復移動日数	積算業務 中間 0.00人 1.00人 0.00人 0.00人 0.250日 0.200日		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04004	技師 (A)	0.450	人	59,600	26,820	
	合計				26,820	算出数量 1.000 回
	単価		回		26,820	
	*** S単 - 4号 ***					
S63011	打合せ (設計旅費・交通費)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ (設計旅費・交通費) 積算業務,着手前・最終,0.25日,0.20日,通勤により打合せ,ライトバン,1日,2時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種 2)打合せ内容 3)主任技師配置人員 4)技師A配置人員 5)技師B配置人員 6)技師C配置人員 7)打合せ日数 8)往復移動日数 9)宿泊区分 10)交通機関区分 11)高速道路往復料金(税別) 12)鉄道往復1人当料金(税別) 13)バス往復1人当料金(税別) 14)船舶往復1人当料金(税別)	積算業務 着手前・最終 0人 1人 0人 0人 0.25日 0.20日 通勤により打合せ ライトバン 1,800円 0円 0円 0円		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	

事業名	八代平野農業水利事業					
業務名	現場補償業務					
業務別業務名:現場補償業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	15)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	16)ライトバン使用日数	1日				
	17)時間区分	2時間				
	18)宿泊料金1人当料金(税別)	0円				
	19)宿泊手当1人当料金(税別)	0円				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	1,800	1,800	
M28121	ライトバン[ガソリン]二輪駆動 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン JIS2号 レギュラースタンド	5.400	L	138	745	
	合計				4,195	算出数量 1.000 回
	単価		回		4,195	
	*** S単 - 5号 ***					
S63011	打合せ(設計旅費・交通費)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ(設計旅費・交通費) 積算業務,中間,0.25日,0.20日,通勤により打合せ,ライトバン,1日, 2時間					時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 豪雪補正:なし 亜熱帯補正:なし 基本給時間:8.0 超勤時間:0.0
	1)設計工種	積算業務				深夜時間:0.0
	2)打合せ内容	中間				
	3)主任技師配置人員	0人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.25日				
	8)往復移動日数	0.20日				
	9)宿泊区分	通勤により打合せ				
	10)交通機関区分	ライトバン				
	11)高速道路往復料金(税別)	1,800円				
	12)鉄道往復1人当料金(税別)	0円				
	13)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	14)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	15)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	16)ライトバン使用日数	1日				
	17)時間区分	2時間				
	18)宿泊料金1人当料金(税別)	0円				
	19)宿泊手当1人当料金(税別)	0円				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	1,800	1,800	
M28121	ライトバン[ガソリン]二輪駆動 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン JIS2号 レギュラースタンド	5.400	L	138	745	
	合計				4,195	算出数量 1.000 回
	単価		回		4,195	
	*** S単 - 6号 ***					
S63018	旅費交通費(設計外業日帰用)		式		1,000	歩A 当たり算出
	旅費交通費(設計外業日帰用) ライトバン,1日,1時間					時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 豪雪補正:なし 亜熱帯補正:なし 基本給時間:8.0 超勤時間:0.0
	1)交通機関区分	ライトバン				深夜時間:0.0
	2)高速道路往復料金(税別)	0円				
	3)鉄道往復1人当料金(税別)	0円				
	4)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	5)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	6)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	7)ライトバン使用日数の入力	1日				
	8)時間区分	1時間				
	9)設計用技師長外業日数	0.000日				
	10)設計用主任技師外業日数	0.000日				
	11)設計用技師A外業日数	0.000日				
	12)設計用技師B外業日数	0.000日				
	13)設計用技師C外業日数	1.000日				
	14)設計用技術員外業日数	0.000日				
M28121	ライトバン[ガソリン]二輪駆動 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,450	1,450	
P34001	ガソリン JIS2号 レギュラースタンド	2.700	L	138	373	
	合計				1,823	算出数量 1.000 式
	単価		式		1,823	

令和8年度八代平野農業水利事業

現場補償業務

特別仕様書

九州農政局

八代平野農業水利事業所

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、国営八代平野農業水利事業地区において実施する現場補償業務（以下「業務」という。）に適用する。

2 本業務は農林水産省九州農政局制定「現場補償業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

(業務の概要)

第2条 本業務の概要は次のとおりである。

(1) 下表に示す対象施設に係る土地改良施設整理台帳付属図面の整理及び点検
付属図面の整理及び点検業務に関しては、以下に示す要領に基づき実施する。

- ・国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備についての細部運用について（2農振第1508号平成24年11月22日農村振興局整備部長）別添2 土地改良施設整理台帳付属図面等作成要領

対象施設	数量
植柳幹線水路	L=4.7km
日奈久幹線水路	L=2.3km
昭和幹線水路	L=1.2km

(2) 補償業務に必要な基礎資料等の作成、整理及び点検

- ・土地取得台帳、区分地上権設定台帳、補償台帳、土地改良補償施設整理台帳その他台帳の作成、関連する図面の整理及び点検
- ・土地評価に必要となる取引事例地の調査、評価土地の測定等基礎的資料の作成
- ・調査表、補償額算定書から調書類及び各契約書の作成、整理及び点検
- ・用地測量調査業務等の立会、検測及び成果物の点検
- ・その他関連資料の作成、整理、補充等の事務処理

(3) 現地及び施工状況等の確認に必要な現地踏査を12回計上している。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

(1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

(2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

(3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

(4) 業務成果物のミス、不備等

(管理技術者)

第4条 管理技術者の要件は、共通仕様書第6条によるものとする。

なお、土地改良補償業務管理者と同等以上相当の知識及び技能を有する者とは、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公共事業に係る用地調査等業務(国、独立行政法人、都道府県、政令指定都市が発注する用地調査等業務をいう。以下同じ。)の管理技術者、照査技術者又は主任技術者として5件以上の業務経験を直近5年以内に有する者。
- (2) 公共事業に係る用地調査等業務及び用地取得等業務(国、独立行政法人、都道府県、政令指定都市における用地取得等の実務をいう。以下同じ。)に15年以上従事した者。ただし、業務従事年数は1ヶ月単位で積み上げた実経験年数とする。

(現場補償技術員)

第5条 現場補償技術員の要件は、共通仕様書第7条によるものとする。

なお、土地改良補償業務管理者補と同等以上相当の知識及び技能を有する者とは、公共事業に係る用地調査等業務及び用地取得等業務に3年以上従事した者とする。

ただし、業務従事年数は1ヶ月単位で積み上げた実経験年数とする。

(配置技術者の確認)

第6条 共通仕様書第11条における業務計画書の作成及び共通仕様書第35条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(履行期間)

第7条 履行期間は次のとおりとする。

契約締結の日から344日間

(業務内容・打合せ)

第8条 業務内容・打合せについては、次のとおりとする。

- (1) 管理技術者は現場補償業務契約書(案)第10条第2項に定める業務運営を行うものとし、業務打合せは12回(月1回)を予定している。

なお、月2回目以降の打合せについては監督員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

- (2) 本業務に従事する現場補償技術員は設計用技師(C)1人とし、第2条に示す業務を行うものとする。

(業務場所)

第9条 現場補償技術員の業務場所は、次のいずれかとする。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- (1) 九州農政局八代平野農業水利事業所
(所在：熊本県八代市日置町 171-1)
- (2) 八代平野農業水利事業所事業実施地区内

2 受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができるものとする。

(貸与資料等)

第10条 本業務の履行にあたり必要となる次の資料を受注者に貸与する。

資料名	数量	備考
令和3年度昭和幹線水路(1-1工区)工事完成図書	1式	
令和5年度昭和幹線水路(2工区)工事完成図書	1式	
令和5年度昭和幹線水路(1-2工区)工事完成図書	1式	
平成30年度植柳幹線水路(1-1工区)工事完成図書	1式	
令和元年度植柳幹線水路(1-2工区)工事完成図書	1式	
令和元年度植柳幹線水路(2-1工区)工事完成図書	1式	
令和元年度植柳幹線水路(3-1工区)工事完成図書	1式	
令和2年度植柳幹線水路(2-2工区)工事完成図書	1式	
令和3年度植柳幹線水路(1-4工区)工事完成図書	1式	
令和5年度植柳幹線水路(2-3工区)工事完成図書	1式	
令和元年度日奈久幹線水路(1-1工区)工事完成図書	1式	
令和2年度日奈久幹線水路(2-1工区)工事完成図書	1式	
その他必要な資料	1式	

(成果物)

第11条 成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1式
- (2) 第2条に示す業務において作成した資料 1式
- (3) その他必要な資料 1式

(成果物の提出先)

第12条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

熊本県八代市日置町 171-1
九州農政局八代平野農業水利事業所

(契約変更)

第13条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2条(3)に示す「現地踏査」に変更が生じた場合。

- (2) 第7条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (3) 第8条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第9条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (5) 第11条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (6) その他

第13-2条（業務スライドの試行）

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。
ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

(その他留意事項)

第 14 条 その他次の事項に留意しなければならない。

- (1) 通勤用及び業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコン及びプリンタ等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督員の確認を受けるものとする。

項目	機能（バージョン）
パソコンの OS	Windows11
ワープロ	Microsoft office 365
表計算	Microsoft office 365
CAD	Al-nil CAD2024
ウイルス対策ソフト	トレンドマイクロ Apex one

- (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
- (4) 受注者は業務の履行にあたり、第 9 条の庁舎及び業務に必要な机及び椅子等の物品を無償で使用するができるものとする。この場合、別途使用貸借申請書を監督員に提出するものとする。
- (5) 前項により庁舎を使用する場合には、受注者は、業務に従事させる現場補償技術員に会社名・氏名等を記載した名札を着用させるものとする。

(保険加入)

第 15 条 受注者は、共通仕様書第 30 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(定めなき事項)

第 16 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。